十七、株式会社旺文社に対する件

昭和四十九年（排）第六号

排除命令

東京都新宿区横寺町五十五番地
株式会社旺文社
右代表者　代表取締役　赤尾好夫

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社旺文社は、学芸百科事典エポカの販売に関して行なった次の㈠及び㈡の景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四十二年公正取引委員会告示第十七号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示するとともに、その取引先である書籍・雑誌小売業者に対し、これと同一内容の通知をしなければならない。この公示及び通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

㈠　取引先である書籍・雑誌小売業者の従業員を対象に、昭和四十八年七月中旬頃から同年十月二十日までを期間とし、「セールスマン賞」と称して行なった景品類の提供

(二)　取引先である書籍・雑誌小売業者を対象に、昭和四十八年七月中旬頃からおおむね昭和四十九年六月頃までを期間とし、同社が一般書籍について通常支払うものよりも高率の報奨金を支払い、これを海外旅行の費用に充当させるという一連の企画の下になされる報奨金の提供

二　同社は、前項(二)記載の景品類のうち十万円をこえる海外旅行及び同(一)記載の景品類と合せて年十万円をこえることとなる海外旅行を実施してはならない。

三　同社は、今後一年間、書籍・雑誌の小売業者に対して、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除く景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて行なった公示及び通知について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社旺文社(以下「旺文社」という。)は、肩書地に本店を置き、書籍及び雑誌の出版業等を営む事業者である。

二　旺文社は、昭和四十八年十月五日から「学芸百科事典エポカ」(以下「エポカ」という。)を発刊するにあたり、次の(一)及び(二)記載の景品類を提供することを企画し、この企画を実施した。

(一)　取引先である書籍・雑誌小売業者(以下「書店」という。)の従業員を対象に、昭和四十八年七月中旬頃から同年十月二十日までを期間とし、「セールスマン賞」と称して、次の基準による予約獲得数に応じて景品類を提供すること。

予約数	景品類
十部(エポカ銅賞)	銅メダルとデジタル時計又は十八Kネックレス(約一万一千円相当)

二十部（エポカ銀賞）　純銀メダルとカメラ又は指輪時計
（約一万三千円相当）
五十部（エポカ金賞）　純金メダルとスイス製腕時計又はプラチナネックレス
（約三万八千円相当）

(二)　右書店を対象に、昭和四十八年七月中旬頃からおおむね昭和四十九年六月頃までを期間とし、エポカの第一巻から第三巻の売上票三枚を一組とする販売数に応じて、別表一の基準により、同社が一般書籍を販売する際に提供する通常のものよりも高率である「販売促進費」と称する報奨金及び三十組以上を販売した書店に対して一組につき千円から二千円の追加報奨金を提供すること。

なお、同社は、前記(一)記載のセールスマン賞並びに(二)記載の報奨金及び追加報奨金を提供する旨を書店に通知するにあたり、その案内書中に海外研修旅行を実施する旨を記載し、この旅行費用に見合う報奨金及び追加報奨金を獲得するのに必要な販売数を別表二のとおり定めている。この旅行費用は、Aコースヨーロッパ十三日間が一人当り約三十七万円、Bコースアメリカ西海岸六日間が同じく約二十二万円、Cコースハワイ六日間が同じく約十四万九千八百円及びDコースグアム島四日間が同じく約八万円である。

三(一)　旺文社が前記二の(一)により、書店の従業員に対して行なう景品類の提供は、当該従業員が勤務する書店に対する景品類の提供とみるべきものであるから、これら景品類が一書店に属する複数の従業員に対して提供される場合には、その書店に対し、十万円をこえる価額の景品類の提供を行なうこととなるものがあり、現に、十九の書店に対して十万円をこえる景品類の提供が行なわれている。

(二)　同社が前記二の(二)により、通常支払うものよりも高率の報奨金及び追加報奨金を提供し、これを海外旅行の費用に充

当させるという一連の企画に基づいて提供するところの報奨金は、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和三十七年公正取引委員会告示第三号）第一項に規定する景品類に該当するものであるところ、前記二の㈡の企画により提供される景品類のうち、Aコース、Bコース及びCコースの価額は十万円をこえるものであり、更にDコースも前記二の㈠の企画と合せることにより十万円をこえることとなるものがある。

四　しかるに、旺文社が取引先事業者一名に対して提供することができる景品類の価額は、年十万円までであるから、同社の提供する前記景品類の価額はこの制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、旺文社の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十九年三月二十九日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久

別表一

一～九組	一組につき一、〇〇〇円
一〇～二九組	一、五〇〇円
三〇～四九組	二、〇〇〇円
五〇～九九組	二、五〇〇円
一〇〇～一九九組	三、〇〇〇円
二〇〇～二九九組	四、〇〇〇円
三〇〇～　組	五、〇〇〇円

なお、積極的にご拡売の書店様は弊社担当員にご連絡下さい。特別に考慮させて頂きます。

別表二

コース	販売数の目安
Aヨーロッパ（十三日）	一〇〇部
Bアメリカ西海岸（六日）	七〇部
Cハワイ（六日）	五〇部
Dグアム島（四日）	三〇部